



令和9年度中に開院予定

「新市立病院整備基本構想」を確定しました!

☎新市立病院整備室 ☎728・2171 ☎728・8232



コンセプト実現に向けて

新病院では、急性期病床300~350床の確保をめざします!

高齢化に伴う入院患者の増加などに対応しつつ、新病院の充実・強化を実現するためには、急性期病床300~350床と、回復期リハビリテーション病床の確保が必要です。しかし、市が単独で新病院を整備する場合、医療法上の規定により現状の急性期267床から病床を増やすことができず、また、今ある回復期リハビリテーション病床(50床)も移行することができません。

- 急性期病床とは
病気を発症して間もない時期など、患者の状態が急速に悪化する時期(急性期)に必要な医療を提供するための病床
- 回復期リハビリテーション病床とは
急性期を経過した特定の患者に対し、日常生活動作の向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する病床

そこで

病床を確保するためには、病院の再編統合の制度を活用することが必要となります(右図参照)。

再編統合の制度を活用するに当たり、市立病院と同一医療圏内(箕面市・豊中市・池田市・吹田市・豊能町・能勢町)にある病院に調査を実施したところ、再編統合に前向きな病院が複数あり、いずれも「新病院を自ら運営すること(指定管理者制度)」を希望していました。そのため、再編統合の実現には、指定管理者制度[※]の活用が前提となります。

[※]指定管理者制度とは、市指定の法人などが、公共施設の管理運営を包括的に行う制度です。なお、指定管理者制度の導入は、市議会の議決が前提となります。

この基本構想を実現できる指定管理者を公募します!

市では、4月~5月に、市立病院の指定管理者を公募します[※]。公募に係る最新情報は、市ホームページ(QRコード)で随時お知らせします。

[※]指定管理者の公募・指定は、市議会の議決が前提となります。



再編統合のイメージ



[※]再編統合は同一医療圏内の病院同士が原則。新病院の合計病床数の削減も整備要件となります。

市では、老朽化が進む市立病院の移転建て替えを平成29年度に決定し、令和9年度中の開院に向けて取り組みを進めています。

このたび、昨年12月に実施した市長タウンミーティングや、パブリックコメントでのご意見などを受けて、「新市立病院整備基本構想」を確定しました。今回は、同基本構想のポイントを紹介するとともに、パブリックコメントなどで多くいただいたご質問にお答えします。

移転先は船場東地区のCOM1号館跡地です。令和5年度末開業の北大阪急行延伸線の新駅「箕面船場阪大前駅」から北へ約300m(徒歩4分)の好立地で、利便性が大幅に向上します。

「新市立病院整備基本構想」に定める3つのコンセプト

- ▶箕面市民の命と健康の砦となる公立病院
- ▶広域性・公益性を持ち地域医療の核となる病院
- ▶患者と医療従事者にとって魅力ある病院

コンセプト実現に向けて

公立病院として、さらなる充実・強化をはかります!

「救急の体制強化」「小児救急・小児医療の継続」「新たな感染症への早期対応」「地震などの広域災害時の対応強化」に取り組むほか、下記のような高度で質の高い医療を提供します。

新たな診療科の設置

高齢化などに伴う医療ニーズに応えるため、呼吸器・免疫内科、腎臓内科、放射線治療科の新設をめざします。

既存診療科の充実

ロボット支援手術などを活用し、がん診療を充実・強化します。また、急性心筋梗塞や脳卒中、糖尿病などについても、引き続き必要な医療を提供するとともに、専門病院などとの機能分担・連携をはかります。加えて、診療科の垣根を越えて対応するセンターの設置(がんセンターなど)や、AI(人工知能)などの最先端技術の活用をめざします。

回復期リハビリテーションの継続

今後増加が予測される急性心筋梗塞などの循環器疾患におけるリハビリテーションへの対応のため、新病院でも病床の確保をめざします。

全室個室化

感染症対策やプライバシー確保などの観点から、患者がより快適に過ごせるよう、全ての病室を個室化[※]します(集中治療室など高度な治療や観察が必要な病床を除く)。

[※]有料個室は全体の3割以内となります。また、無料個室が満床の場合や、治療上の必要がある場合などは、有料個室であっても個室料はかかりません。

新市立病院の整備について、パブリックコメントなどで多くいただいた質問にお答えします!

Q 指定管理者制度になると、必要な医療がきちんと提供されないのでは?

指定管理者には、「政策的医療」の実施だけでなく、現状の診療科の継続、呼吸器・免疫内科や腎臓内科、放射線治療科の新設を義務付けます。また、政策的医療については、市からも一定の財政負担をすることで、その実施を担保していきます。

- 政策的医療とは…一般に不採算と言われる、救急医療、小児医療、新興感染症・災害時の対応といった分野の医療のことで、公立病院としての役割が特に求められています。

Q 指定管理者の運営状況をどのようにチェックしていくの?

公立病院として適切に運営されているかを評価するため、病院経営者、公認会計士、弁護士、地域医療関係者などの専門家や、市民などで構成される附属機関を設置し、多角的かつ専門的見地から評価を行います。評価の結果は、指定管理者に速やかにフィードバックし、必要な改善を求めるとともに、市民のみなさんにも公表していきます。



Q 指定管理者制度になると、医療費の負担が増えるのでは?

医療の内容が同じであれば、診療報酬(診察や検査、薬などにかかる料金)は、指定管理者制度になっても変わりません。また、「初診料加算金」など、診療に付随する料金については、指定管理者が設定するものの、箕面市長の承認が必要となります。

- 初診料加算金とは…紹介状をお持ちでないかたが、市立病院を受診する際にお支払いいただく料金のことで、かかりつけ医との役割分担を進めるために徴収が義務付けられています。

Q 新駅には近いけど、市の東西から新病院へは行きにくい…

鉄道以外の交通手段については、北大阪急行線の延伸に合わせて、バス路線網の見直しを検討しており、市の東西からのアクセスの向上に取り組んでいきます。また、オレンジゆずるバスについては、現市立病院のように、病院敷地内に乗り入れることを含め、新病院へのアクセスを検討していきます。

これらを含め、市民のみなさんからのさまざまな質問や意見に対する市の回答をまとめ、「新市立病院整備基本構想(案)」に関するパブリックコメントの実施結果として公表しています。ぜひご覧ください。

パブリックコメントの実施結果 公表期間: 4月30日(日)まで [※]一部施設は4月28日(金)まで。

閲覧場所…市立病院(外来スペース(本館1階)及び新市立病院整備室(リハビリテーション棟2階))、市役所行政資料コーナー、豊川・止々呂美支所、総合保健福祉センター、西南生涯学習センター、中央・東・桜ヶ丘・西南・小野原・船場図書館、みのお市民活動センター、らいとびあ21、市ホームページ(左ページQRコード)